

美浜の会ニュース

No. 107

2010. 5. 19

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページ URL <http://www.jca.apc.org/mihama> ⇐

頒 価 300円
購読料 年2千円

「処分の方法」を明記できない使用済MOXは 原子炉等規制法に違反している

地元を核のゴミ捨て場にするプルサーマル反対の声を各地で強めよう
連携して対政府の運動を形成しよう

◆ ◆

玄海プルサーマルを巡って、使用済MOXの問題が新たな焦点になろうとしている。昨年5月18日に全国から多くの賛同のもと、原発現地を核のゴミ捨て場にする使用済MOX問題に焦点を当て、保安院や資源エネ庁等と交渉した。そこでは、「第二再処理工場」には建設の目処もないこと等が明らかになった。その後、玄海と伊方のプルサーマル実施を経て、東電と関電のプルサーマルが目前に迫ってきた。東電は10年以上前のMOX燃料を使って6～9月の定検で装荷しようとしている。6月後半には関電と九電の2回目のMOXが到着し、高浜3号に10月からMOX燃料を装荷しようとしている。

しかし、使用済MOXの処理の方策の目処が立っていないことは一年前と何も変わっていない。14道県の知事達の要望も無視されたままだ。他方、佐賀や関西などの運動を通じて、「処分の方法」が決まっていない使用済MOX燃料を生み出すことは、国の法律に違反することが明らかになった。この新たな視点から、各地で精力的に進められている運動の中で、使用済MOXの問題点を広範に宣伝し、反対運動を強めていこう。

1. 原子炉等規制法は、使用済燃料の「処分の方法」を明記するよう求めている。

原子炉等規制法では、原発を設置する場合の要件の一つとして、「使用済燃料の処分の方法」を記載した申請書を国に提出しなければならないと定めている(23条第2項第8号)。国は「処分の方法」として再処理を法的に義務づけてはいない。電力会社が任意に「処分の方法」を決めて国に設置許可申請書を提出することになっている。実態は、全ての電力会社が「処分の方法」としては再処理することとして申請書を出している。また、「使用済燃料プールでの『保管』は、『処分』には当たらない」というのが保安院の基本見解だ。

そうなれば、再処理の目処もない使用済MOXを原発プールに超長期に渡って保管することは、原子炉等規制法に違反するはずだが、このカラクリはどうなっているのか。

2. 保安院の「内規」は「処分の方法」を明記することを定めた原子炉等規制法に違反。

(1) 使用済燃料の超長期の保管に道を開いた保安院の「内規」。

保安院は、2004年3月12日に「内規」(『使用済燃料の処分の方法』の確認について)

を定めた。この「内規」によって、使用済MOXを含めて使用済燃料の原発プールでの超長期の保管を容認した。

「内規」策定以前は、基本的に、燃料を原子炉に装荷する前に、その燃料の再処理委託先を明記した申請書を出さなければならなかった。しかし、この内規によって、使用済燃料の搬出前に再処理委託先を国に申請すればいいことになってしまった。例えば、使用済燃料の原発プールからの搬出が100年先であっても、100年先に再処理委託先を国に確認してもらえばよしとしてしまったのだ。

これまでの電力会社との交渉で、九電も関電も東電も、「使用済MOXは当面は原発プールで管理する」とだけ答え、再処理委託先については、「第二再処理工場は2010年頃から国が検討を開始する・・・」というだけだ。再処理委託先を明記することも、また、一体何年間原発プールで保管するのも明らかにしていない。電力各社はこの「内規」を盾に、使用済MOXを超長期に地元で「保管」し、核のゴミ捨て場にしようとしている。

しかし保安院の「内規」は、「使用済燃料の処分の方法」を明記した申請書を提出するという原子炉等規制法の課した義務を否定しており、法に違反している。

(2) 設置許可申請での「使用済燃料の処分の方法」の変遷

玄海3号機を例にとって、申請書で「処分の方法」の明記がどのように変わっているかを見てみよう。

まず、玄海1号機の最初の設置許可申請書は、下記のように、「動力炉核燃料開発事業団に送り、再処理を行なう」(注：動燃(現在の原子力研究開発機構)の東海再処理工場)と、再処理委託先を書いている。

◆1970年5月 玄海発電所原子炉設置許可申請書(1号機の最初の申請)

(8) 使用済燃料の処分の方法

使用済燃料は、動力炉核燃料開発事業団に送り、再処理を行なう。再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転する場合には、政府の承認を受けるものとする。

次に、玄海3・4号機の設置変更許可申請では、下記のようになっている。

◆1982年10月 設置変更許可申請書 玄海3号及び4号(増設の申請)

八、使用済燃料の処分の方法

使用済燃料は、日本原燃サービス株式会社において再処理を行うことを原則とするが、その処理能力が十分でない場合には、海外の再処理事業者に委託することも考慮する。

再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の承認を受けることとする。

海外において再処理を行う場合には、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとし、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。

「日本原燃サービス株式会社」とは、現在の六ヶ所再処理工場の事業主体である日本原燃の前身の会社名で、六ヶ所再処理工場は1982年当時は建設も始まってない。そのため確定はできないために「原則」という表現になっている。このあたりから再処理委託先はあやしいものになっていく。しかし、ここではまだ、「再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行」うことがまがりなりにも堅持されている。

そして、プルサーマルに伴う設置変更許可申請書ではどうなっているか。

◆ 2004年5月28日 設置変更許可申請書 玄海3号（プルサーマル炉の申請）

使用済燃料は、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とすることとし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。

再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする。

海外において再処理を行う場合は、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。

また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の確認を受けることとする。

ここでは、①再処理委託先として「国内の再処理事業者」と具体的社名も明記していない。第二再処理工場の建設の目処やそれを運営するのが民間会社かどうかも決まっていなから書きようがない。②そして、これまでとの本質的な違いとして、「再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する」というこれまでにない文言が出てくる。「処分の方法」を決めることができないため「貯蔵・管理」が入った。③さらに、「燃料の装荷前」に政府に確認を受けるのは「貯蔵・管理」であり、④再処理の委託先は「搬出前」、すなわち敷地内の原発プールから搬出する前までに確認を受けるとなった。

上記2004年の変更許可申請書は、内規の設定された2か月半後に出されている。ところが実は、まったく同じ内容の申請書が、すでにその約6年前の1998年5月に、関西電力から高浜3・4号機プルサーマルへの変更許可申請書として政府に提出されていた。また、プルサーマルとは関係ないが、1999年9月の玄海3・4号機の変更許可申請書でも、まったく同じ内容が記載されている。こうして、高浜プルサーマルが契機となって、MOX燃料かウラン燃料かを問わず、使用済燃料を搬出しなくてもよいという手続きがなし崩し的に先行したのである。この原子炉等規制法に違反する手続きが、2004年3月に保安院によって内規として確定されたというのが事実経過なのである。その結果、超長期にわたって使用済燃料を貯蔵プールに保管することが、不当にも「合理化」されたのだ。

（3）「内規」は、使用済MOXの超長期の保管に関する安全性について触れず

「内規」では、「使用済燃料の処分の方法」を確認する必要性について、①「平和利用の観点から」と②「計画的遂行の観点から」という二点だけをあげている。しかし、原子炉等規制法では、その目的（第一条）として、上記2点に加えて、「災害を防止し、・・・公共の安全を図る」ことがあげられている。また、法では、設置許可の基準として（24条）、上記2点に加え、原子炉設置・運転に必要な技術的能力、経理的基礎と、「（使用済燃料を含む）災害の防止上支障がないこと」をあげている。

しかし、「内規」では、「災害の防止」について、原発プールで超長期に保管にすることに関する安全性確認については何も触れていない。

以上のように、「内規」は原子炉等規制法に違反している。そして、「内規」の線で使用済MOXを超長期にプールで保管する電力会社の行為そのものがこの法に違反している。

3. 使用済燃料プールでの超長期の保管に関する安全性は検討されていない。

原子力安全委員会の「指針50. 燃料の臨界防止」では、プールに保管している使用済燃料の安全性確認について、「臨界の防止」をあげているが、現在のラック等の幾何学的形状が維持されている場合に基づいているだけで、これが超長期に渡って維持される保証については検討・審査していない。ましてや、英国の使用済燃料プールB30のように、プールの中で燃料が溶け出し、ドロドロになって底に溜まることなど想定していない。運転開始から31年を迎えていた2005年に、米国インディアン・ポイント2号機では、使用済燃料プールから水漏れが起き、地下水を汚染するという事故も起きている。プールの超長期の安全性はどのように評価しているのか等、電力会社との交渉を通じて明らかにしていこう。

4. 使用済MOXを再処理する「第二再処理工場」の具体的目処もない。

昨年の運動の中で大きく取り上げたように、使用済MOXが再処理されるという具体的目処は現在においても一切立っていない。原子力政策大綱では、「もんじゅ」や六ヶ所再処理工場の運転実績を踏まえて2010年頃から使用済MOXの「処理の方策」を検討開始するという。しかし、「もんじゅ」や六ヶ所再処理工場の実態に照らせば、とても検討開始できるような状況にはない。当初の予定では、「もんじゅ」や六ヶ所再処理工場が3年間稼働した実績を踏まえて検討開始することになっていたのである。

しかし、六ヶ所再処理工場はガラス固化工程で行き詰まり、ガラス熔融炉内に落下したレンガの回収もできない状態が続いている。アクティブ試験は中断したままで、10月竣工という日本原燃の計画は全く見込みもない。「もんじゅ」は5月6日に運転を再開したが、出力0%の状態でもトラブルが続出している。制御棒の操作方法を知らずに運転していたことや、運転再開から11日間で警報が290回も鳴っていたこと、燃料破損を知らせる検出器の故障の原因も解明されていない等々異常極まりない状況が続いている。これらは大事故の予兆であり、早期に運転停止するよう求める声が強まっている。再開したしよっぱなからもうつまづいている現実からすれば、「第二再処理工場」の検討開始などできるはずがない。

5. 使用済MOXは、再処理を適切に実施するための国の積立金の法律の対象外。法的にも会計上も再処理されるという保証はない。

国は、「再処理等を適切に実施する」ことを目的に、六ヶ所再処理工場で再処理する使用済燃料について積立金制度を設け、2005年に法律を制定した。しかし、六ヶ所再処理工場では処理しきれない通常の使用済燃料やMOX燃料はこの法律の対象外となっている。

他方、電力各社は、「再処理等準備引当金」という名目で、内部留保の形で引当金を計上している。有価証券報告書では、「再処理等準備引当金」とは、「再処理等を行う具体的計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する見積額」となっている。使用済MOXは、実態と同様に、会計上も「再処理等を行う具体的計画を有しない」ものだ。

結局、使用済MOXは、法的にも会計上も再処理されるという保証はない。

6. 原発が廃炉になっても使用済燃料は現地に居座る

中部電力は、耐震安全性を問う裁判闘争で追い込まれ、浜岡1・2号機を廃炉にすると決定した。同時に、敷地内に全号機共用の乾式型の使用済燃料貯蔵施設を2016年度までに建設すると発表した（中電プレスリリース2008年12月22日）。原発を廃炉にしても、現在のプー

ルにある使用済燃料の搬出先がないためだ。

これは中部電力だけの問題ではない。六ヶ所再処理工場のプールも満杯で、再処理工場が動き出す目処もない中、使用済燃料は原発プールに溜まり続ける。リラッキングというぎゅうぎゅう詰め等の対策をしても問題は解決せず、中部電力の発表に象徴されるよう、原発が廃炉になっても核のゴミは現地に居座り続けるという事態が現実のものになろうとしている。

7. 使用済MOXは原子力政策の矛盾の集中点

原発の通常の使用済燃料の場合でも、六ヶ所再処理工場のガラス固化工程の行き詰まりにより再処理そのものが困難であること、最終処分場の候補地がないこと等の本質的な問題がある。それにもかかわらず原発推進を続けることによって、核のゴミは大量に生み出され続けている。核のゴミ問題は原子力政策の矛盾の集中点である。そして、使用済MOXはその矛盾の最たるものとして生み出されようとしている。使用済MOXの場合は、「第二再処理工場」の目処もなく、法で定められた「処分の方法」を明記することもできないからだ。電力会社と政府は、その矛盾のつけを、地元を核のゴミ捨て場にすることによって乗り切ろうとしている。

だからこそ、プルサーマルが浮上した地域では、使用済MOXが超長期に地元で捨て置かれ、核のゴミ捨て場になるのではという人々の批判と不安が広範に根強く存在する。プルサーマル反対運動は、通常原発でプルトニウムを燃やすという危険な運転に反対すると同時に、核のゴミ問題の矛盾を暴き、原子力政策の本質的な弱点である核のゴミ問題と具体的に向き合う運動でもある。

産業廃棄物を含む一般廃棄物に関する法律では、保管量や保管期間の上限が具体的に定められている。しかし、原発の核のゴミについては、プールでの保管期間の制限等は一切ない。

8. 「処分の方法」を明記できない使用済MOXは法律違反—広範に宣伝していこう

- 使用済MOXの問題は全国共通の課題だ。以下のことを徹底して宣伝していこう。
 - ・「処分の方法」を明記できない使用済MOXの産出は原子炉等規制法に違反している。
 - ・「処分の方法」の記載を免除する保安院の「内規」は法に違反している。
 - ・使用済MOXを原発プールに超長期に保管する電力会社の行為は法に違反している。
 - ・六ヶ所再処理工場や「もんじゅ」の現状から、「第二再処理工場」の目処は立たない。
 - ・使用済MOXは国の積立金制度からも除外されている。使用済MOXは「再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済み燃料」。
 - ・産業廃棄物でも貯蔵期間の上限があるのに、使用済MOXにはそれすらない。
- 電力会社との交渉を通じて、これらのことを一つ一つ確認していこう。

関西では、5月27日に関電との交渉を行う。また、「もんじゅ」マンガパンフの現地での配布活動に参加した主婦達を中心に、福井の人々と連携しながらどうやって関電プルサーマルを止めていくのかについて議論を続けている。東京では29日に佐賀の裁判闘争と連帯する集会が準備され、その中で福島や浜岡のBWR原発でのプルサーマル阻止に向けた議論が行われる。東電交渉や中電交渉も準備されている。福島では署名運動が開始され、東電交渉や県との交渉が首都圏の運動と連携して進められている。7月3日には、女川原発でのプルサーマル阻止に向けて、福島・佐賀・関西と連携した集会が準備されている。

これら各地の運動は連携して、使用済MOXの問題で、政府との交渉を準備していこう。